

GLOBAL X

2026年1月13日

各 位

Global X Japan 株式会社

上場投資信託（ETF）の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託（ETF）の信託約款変更を行うことを本日決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名（銘柄コード）

グローバルX US テック・配当貴族 ETF	(283A)
グローバルX S&P500 配当貴族 ETF（為替ヘッジあり）	(2095)
グローバルX S&P500 配当貴族 ETF	(2236)
グローバルX US REIT・トップ20 ETF	(2018)

2. 変更の内容

ETFの設定解約単位を以下の通り変更いたします。

	変更後	変更前
グローバルX US テック・配当貴族 ETF (283A)	2万5000口以上1口単位	5万口以上1口単位
グローバルX S&P500 配当貴族 ETF（為替ヘッジあり） (2095)	1万口以上1口単位	5万口以上5万口単位
グローバルX S&P500 配当貴族 ETF (2236)	1万口以上1口単位	5万口以上5万口単位
グローバルX US REIT・トップ20 ETF (2018)	2万5000口以上1口単位	5万口以上5万口単位

3. 変更の理由

設定解約単位を引き下げることによる指定参加者およびマーケットメイカーの流動性供給の活性化を勘案し、変更するものです。

4. 日程

	金融庁へ届出	変更適用日
グローバルX US テック・配当貴族 ETF (283A)	2026年2月3日まで	2026年2月4日
グローバルX S&P500 配当貴族 ETF（為替ヘッジあり）(2095)	2026年2月17日まで	2026年2月18日
グローバルX S&P500 配当貴族 ETF (2236)	2026年2月17日まで	2026年2月18日
グローバルX US REIT・トップ20 ETF (2018)	2026年3月17日まで	2026年3月18日

GLOBAL X

・信託変更に関する手続き

当該投資信託約款変更是、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きまたは異議申立手続きは行いません。

投資信託約款の新旧対照表

グローバルX US テック・配当貴族 ETF

変更後	現行
(受益権の申込単位および価額) 第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、 <u>2万5000口以上1口単位</u> をもって当該取得の申込に応じることができます。 ②～⑦ (略)	(受益権の申込単位および価額) 第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、 <u>5万口以上1口単位</u> をもって当該取得の申込に応じることができます。 ②～⑦ (略)
(信託契約の一部解約) 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、 <u>2万5000口以上1口単位</u> をもって一部解約請求をすることができます。 ②～⑧ (略)	(信託契約の一部解約) 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、 <u>5万口以上1口単位</u> をもって一部解約請求をすることができます。 ②～⑧ (略)

GLOBAL X

グローバルX S&P500配当貴族 ETF（為替ヘッジあり）

変更後	現行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上1口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上1口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ （略）</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>5万口以上5万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>5万口以上5万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ （略）</p>

GLOBAL X

グローバルX S&P500配当貴族ETF

変更後	現行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上1口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上1口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ （略）</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>5万口以上5万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>5万口以上5万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ （略）</p>

GLOBAL X

グローバルX US REIT・トップ20 ETF

変更後	現行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>2万5000口以上1口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>2万5000口以上1口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>5万口以上5万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>5万口以上5万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>

以上

<お問い合わせ先>

Global X Japan 株式会社 GXJ_cs@globalxetfs.co.jp